

気仙川水系
河川整備基本方針
【変更】

令和5年8月

岩手県

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 気仙川流域の現状	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
2. 河川整備の基本となるべき事項	5
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	6

(参考図) 気仙川水系図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 気仙川流域の現状

気仙川水系は、その源を住田町の高清水に発し、住田町世田米地区では盆地を形成し、大股川、矢作川等の支川を合わせ、陸前高田市において広田湾に注いでいる。

その流域は住田町、陸前高田市にまたがり、幹川流路延長約 44km、流域面積約 520km²を有し、気仙地域における社会、経済の基盤をなしている。

本水系の本格的な治水事業は、昭和 35 年のチリ地震津波を契機として始まった。昭和 35 年 5 月に南米チリで起こった地震による津波ははるか太平洋を横断して日本の沿岸に襲来し、三陸沿岸地域は甚大な被害を受けた。陸前高田市においても家屋の損壊・流失などその被害は大きなものであった。このため、昭和 35 年より津波対策事業により防潮堤の整備に着手し、昭和 41 年に河口から約 1.2km の区間に防潮堤を完成した。その後、昭和 43 年の十勝沖地震による津波の再来により上流区間についても安全性を確保することとし、昭和 50 年に三陸高潮対策事業により河口から約 2.8km 区間の整備に着手し、平成 9 年に堤防が完成した。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、気仙川を遡上した津波が内陸約 8 km 地点の横田町金成地区まで到達し、陸前高田市中心部のほぼ全域に浸水が及んだほか、津波による浸食によって、甚大な被害が発生した。そのため、地域づくり等と整合を図りながら、防潮堤及び水門の整備等を行うことが必要となった。

河川の改修は、昭和 37 年より 43 年まで気仙川局部改良事業として住田町世田米地先の左岸 800m 区間の整備を行うとともに、昭和 49 年に小規模河川改修事業により横田町の改修に着手し平成 2 年に築堤が完成している。

また、陸前高田市内を流れる一次支川の川原川は、現状の川幅が小さく度々氾濫することから、平成元年より広域基幹河川改修事業（旧中小河川改修事業）に着手し、令和 2 年に堤防整備、河道拡幅等の整備が完了している。

なお、気仙川の治水対策は、平成 12 年より津付ダム建設事業と河川改修により進めていたところであるが、被災した気仙川下流域の復旧復興に向けた新しいまちづくりの取り組みに合わせて気仙川の治水計画を総合的に見直した結果、「津付ダム建設事業による治水対策ではなく、河川改修により行う案」が最も優位であると評価し、岩手

県政策評価委員会の答申を受けて、平成 26 年 7 月 28 日、津付ダム建設事業の中止を決定し、河川改修による治水対策を行うこととなった。

このような状況下において、気仙川の現況河道の流下能力は総じて小さく、近年でも、平成 14 年 7 月台風 6 号洪水で国道や家屋等の浸水被害が発生し、平成 25・26 年にも家屋等の浸水被害が発生するなど、河川の整備状況はまだ十分な段階に達しておらず、河川改修による治水対策を推進し、早期の治水安全度の向上が必要である。

河川水の利用については、現在、農業用水として広大な耕地のかんがいに利用されているが、平成 6 年夏には、2 ヶ月以上も雨が降らなかったため、気仙川の流量も例年に比べて非常に少なくなり、農業用水を中心に深刻な水不足を経験しているが、その後は渇水による水不足は生じていない。

流域の自然環境としては、源流となる五葉山^{ごようざん}をはじめとして全域に豊かな自然が残されている。流域にはニホンカモシカやツキノワグマ、トウホクノウサギなどの哺乳類や、鳥類ではクマタカ、イヌワシといった猛禽類をはじめとしてカワセミ、ヤマセミ等の貴重種が生息している。

水域にはアユ、イワナ、ヤマメ等の魚類が豊富で、川と係わる多くの生物が生息している。

また、河口部には、三陸復興国立公園(第 2 種特別地域)の指定を受けている高田^{たかた}松原^{まつばら}の砂浜が広がり、日本百景にも選定された美しい風景を創っていたが、東北地方太平洋沖地震に伴う津波浸食により、「奇跡の一本松」と呼ばれる一本を残してマツ林は消失し、林床にあったハマカキランの群生地も消失し環境が大きく変化した。

気仙川本川の水質は A 類型に指定されており、その環境基準値を満足している。一方、川原川等が流入する古川沼では、流域の開発や生活排水などにより河川の水質が悪化したことから、平成 6 年度には行政や地元住民の代表者から構成される[清流ルネッサンス 2 1 川原川地域協議会]が発足し、水質改善対策としての底泥の浚渫などさまざまな取り組みを協議会と連携して進めた結果、近年では大幅に水質が改善した。

1990 年代には、河口部の名勝高田松原を中心として、国道 4 5 号道の駅「高田」や河川マリーナ等の整備が進み、県南部の流通・経済の中核として、また、マリンスポーツのメッカとして発展が期待されていたが、東北地方太平洋沖地震の際にこれらの施設も被害を受けた。その後、令和 3 年には「奇跡の一本松」や道の

駅「高田松原」、「東日本大震災津波伝承館」等を整備した高田松原津波復興祈念公園が全面利用開始となった。これらの施設は、東日本大震災の事実と教訓を継承する場であるとともに、交流人口の拡大や賑わいの創出の拠点となっており、三陸沿岸地域の発展の要として気仙川流域の重要性が高まっている。

以上より、洪水から人の命・財産を守る「治水」、安定した水利用ができる「利水」、そして流域の豊かな自然と文化・歴史を保全しつつ、うるおいとやすらぎのある水辺環境を創出する「河川環境」のバランスのとれた河川整備を通して「人と自然との共生する」地域社会の実現が望まれている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

気仙川の河川整備は、「水と緑が織りなす美しい景観を保全しつつ、安全で安心な地域を目指す自然豊かな恵みの川・ふるさとの川づくり」を基本理念とする。

気仙川における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう「いわて県民計画」等との調整を図り、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。

治水に関しては、人口及び資産の状況等を勘案した県内のバランス等から、年超過確率 1/70 の規模の洪水流量を安全に流下させるため、築堤、河道の掘削等を行う。

河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すとともに、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす明治三陸津波程度の「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって水門等により津波災害を防御するものとする。また、地震・津波対策のため、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施するとともに、河口部では津波を考慮した水門等を整備する。水門の整備に当たっては、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、自動化・遠隔操作化を図る。

また、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策の抜本的な強化として、令和3年8月27日に「気仙川水系流域治水プロジェクト」を策定し、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、浸水リスクが高いエリアにおける土地利用規

制や住まい方の工夫、河川情報の充実等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」に取り組んでおり、引き続き流域の状況等も踏まえ、関係機関等の理解・協力のもと推進を図る。

河川水の利用に関しては、安定した水利用ができるよう合理的な利用の促進に努めるものとする。

河川環境に関しては、良好で多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図るものとする。

水質に関しては、下水道整備等関係機関と連携し、河川水質の改善に努めるものとする。

また、市街地など人々の交流の場に近接する区間では、人々が河川と身近に触れ合える水辺空間を創出するものとする。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、年超過確率 1/70 の規模の降雨で発生する洪水流量とする。

基本高水のピーク流量は、昭和 41 年 6 月洪水、昭和 43 年 8 月洪水、平成 2 年 11 月の降雨等を対象として検討した結果、基準地点^{しまべ}島部において 2,000m³/s とし、これを全て河道により流下させる。

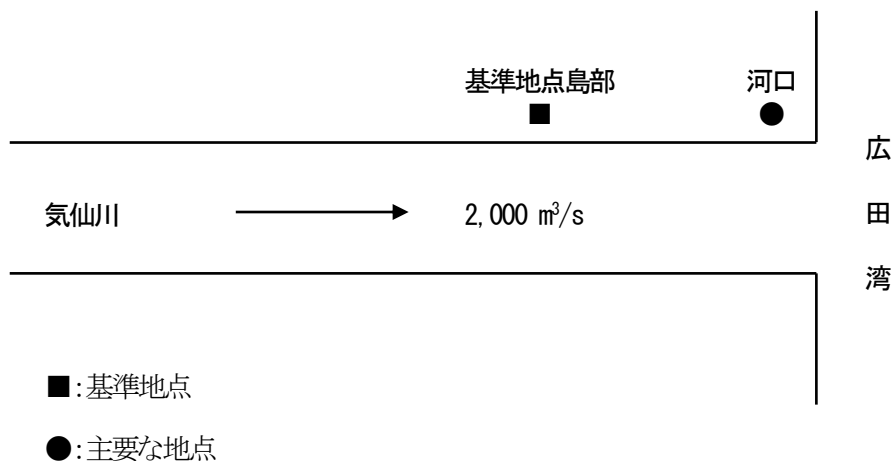
基本高水のピーク流量等一覧表

(単位：m³/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
気仙川	島部	2,000	—	2,000

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

気仙川における計画高水流量は、基準地点島部において 2,000m³/s とする。



計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は、次表のとおりとする。

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P. m)※1	川幅 (m)
気仙川	河口	—	11.5※2	205
	島部	4.4	6.3	110

※1 T.P. : Tokyo Peil の略で、東京湾の平均潮位を基準として地表面の標高を表したもの

※2 河口の計画高水位は気仙川水門の施設設計高（計画津波高）を示す

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

気仙川における既得利水としては、赤畑地点から下流において、農業用水として約 1.9m³/s であり、このほかにかんがい面積約 19ha の慣行水利がある。

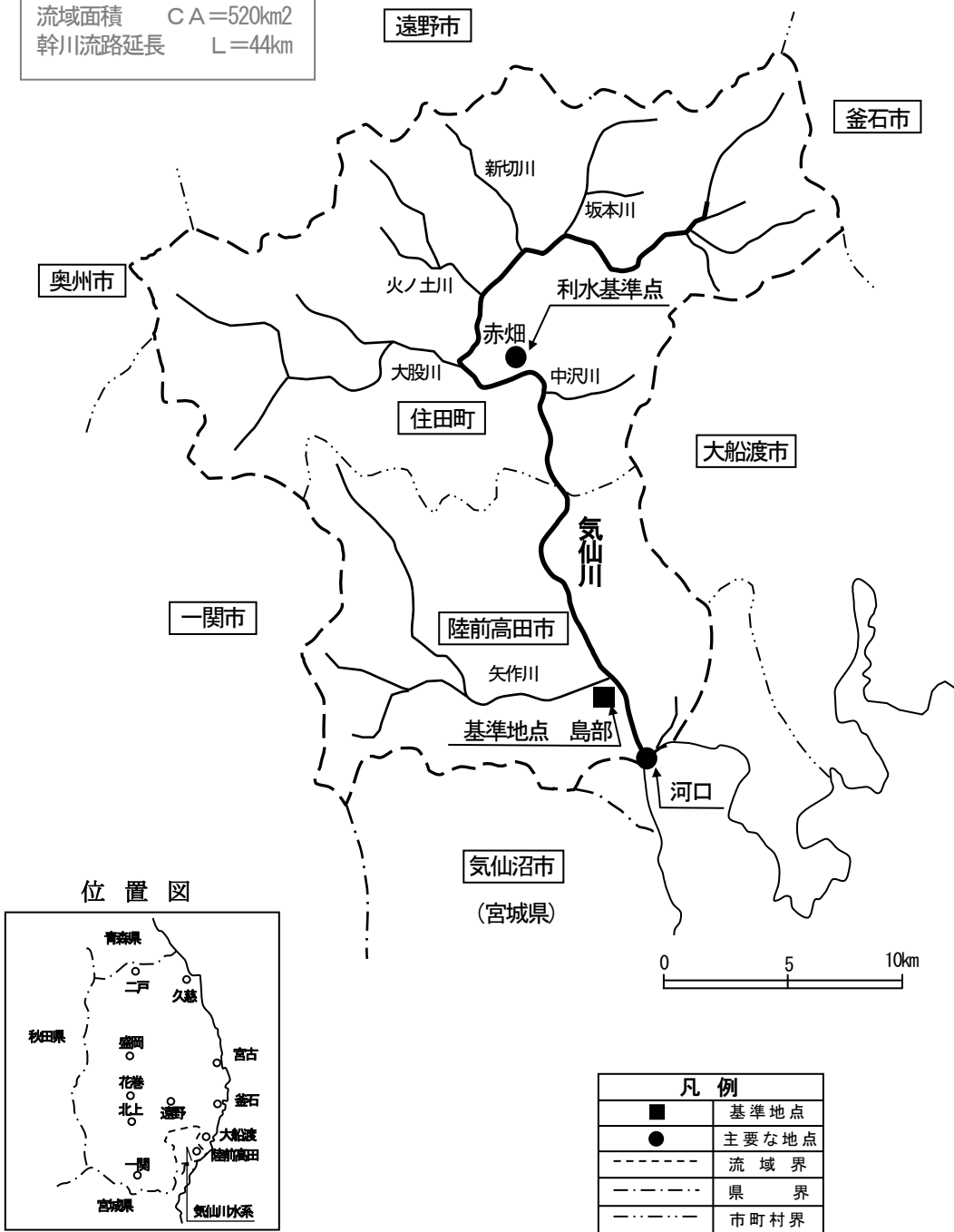
これに対し、赤畑地点における過去 30 年間（平成元年から平成 30 年）の平均渇水流量は約 3.5m³/s、平均低水流量は約 5.0m³/s である。

赤畑地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境及び漁業等を考慮し次表のとおりとする。

地点名	4月20日	6月16日	7月1日	9月11日	12月1日
	～ 6月15日	～ 6月30日	～ 9月10日	～ 11月30日	～ 4月19日
赤畑地点	3.1m ³ /s	2.4m ³ /s	1.0m ³ /s	1.7m ³ /s	0.7m ³ /s

なお、流水の正常な機能を維持するために必要な流量には、水利流量が含まれているため、赤畑地点下流の水利利用の変化に伴い、当該流量は増減するものである。

気仙川水系
 流域面積 CA=520km²
 幹川流路延長 L=44km



気仙川水系図